

工事等の情報公開に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）の規定に基づき釧路市が発注する工事及び工事に係る設計・調査等（以下「工事等」という。）について、発注の見通し、入札及び契約の過程並びに契約の内容等の情報公開に関する事項を定め、公正な競争の促進を図ることを目的とする。

(発注見通しの公表)

第2条 発注予定金額が100万円以上の工事等を対象（以下「対象工事等」という。）とする発注見通しに関して、次の各号により公表する。ただし、公共の安全と秩序の維持に密接に関連する工事等であって、市の行為を秘密にする必要がある工事等は除く。

(1) 公表事項

- ① 工事等の名称、場所、期間、種別、概要、その他必要な事項
- ② 入札及び契約の方法
- ③ 入札時期
- ④ 概算金額

(2) 公表時期

- ① 公表は、毎年度2回とする。
- ② 1回目は、4月1日（当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあつては、予算成立の日）以降遅滞なく、当該年度に発注することが見込まれるすべての対象工事等を公表する。
- ③ 2回目は、10月1日において、当該日以降に発注することが見込まれるすべての対象工事等を公表する。

(3) 公表方法

公表は、掲示、閲覧又はホームページ等の方法により行う。

(入札及び契約の過程の公表)

第3条 工事等の入札及び契約の過程に関して、次の各号により公表する。

ただし、公共の安全と秩序の維持に密接に関連する工事等であって、市の行為を秘密にする必要がある工事等は除く。

(1) 公表事項

- ① 釧路市契約規則（平成17年釧路市規則第83号。以下「規則」という。）第2条第3項及び第15条第2項に規定する一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格。
- ② 規則第3条第2項に規定する参加資格者名簿。
- ③ 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準及び一者随意契約を行う場合における契約の相手方を選定した理由。
- ④ 予定価格は事後公表とする。ただし、市長が特に認めたときは、入札執行前に公表することができる。
- ⑤ 一般競争入札（公募型指名競争入札を含む。）を行った場合における当該入札に参加しようとした者の商号又は名称並びにこれらの者のうち当該入札に参加を認めなかった者の商号又は名称及びその者の参加を認めなかった理由。
- ⑦ 入札者の商号又は名称及び入札金額。
- ⑧ 落札者の商号又は名称及び落札金額。
- ⑨ 最低制限価格を設けた場合、最低の価格を持って入札した者を落札者とせず、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とした場合における最低制限価格未満の価格をもって入札した者の商号又は名称。なお、最低制限価格は事後公表とする。
- ⑩ 低入札調査価格制度を導入した場合、基準価格未満の価格をもって入札した者の商号又は名称。当該入札者に対して行う調査の結果の概

要及び落札者とした理由又はしなかった理由。なお、低入札調査基準価格は、事後公表する。

(2) 公表方法

公表は、掲示、閲覧又はホームページ等の方法により行う。

(契約内容の公表)

第4条 工事等の契約内容に関して、次の各号により公表する。ただし、公共の安全と秩序の維持に密接に関連する工事等であって、市の行為を秘密にする必要がある工事等は除く。

(1) 公表事項

- ① 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- ② 工事等の名称、場所、種別及び概要
- ③ 契約期間
- ④ 契約金額
- ⑤ 契約の変更があった場合の上記②～④及び変更理由

(2) 公表方法

公表は、掲示、閲覧又はホームページ等の方法により行う。

(契約の透明性確保のための公表)

第5条 工事等における談合その他不正行為の排除の徹底及び適正な履行の確保を図るための施工状況の評価を行い、もって契約の透明性を高めることに資するため、次の各号に定める要領等を公表する。

(1) 公表事項

- ① 釧路市建設工事等入札心得及び釧路市物品購入等入札心得を公表する。
- ② 釧路市請負工事監督員要領、釧路市請負工事検査員要領及び釧路市建設工事検査基準を公表する。
- ③ 釧路市請負工事成績評定要綱を公表する。

- ④ 釧路市工事請負業者選定事務処理要領を公表する。
- ⑤ 釧路市委託業務等業者選定事務処理要領を公表する。
- ⑥ 釧路市建設工事等指名停止取扱要綱を公表する。
- ⑦ 釧路市共同企業体運用基準を公表する。

(2) 公表方法

公表は、掲示、閲覧又はホームページ等の方法により行う。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年10月11日より施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 4月 1日より施行する。